



新規雇入れ時教育

安全衛生テキスト



一般社団法人労働安全研修センター

目次

1章	職場の労働安全衛生管理	P1~9
2章	安全衛生のルール	P10~26
3章	労働災害	P27~31
4章	職業性疾病	P32~38
5章	保護具	P39~43
6章	労働災害発生のしくみ	P44~47
7章	職場の安全衛生活動	P48~52
8章	リスクアセスメント	P53~57
9章	ヒューマンファクター	P58~60

おわりに・理解度テスト

職場の労働安全衛生管理

労働安全衛生とは

労働災害は、長期的には減少傾向にありますが、現在でも年間で 10 万人を超える「休業 4 日以上死傷者」が発生し、死亡者も 900 人前後で推移しています（労働災害発生状況：厚生労働省）。何かと後回しにされがちであった、労働安全衛生分野ですが、働き方改革でも注目されるように多くの企業が労働安全衛生活動に取り組むことが喫緊の課題になっています。また、労働安全衛生に取り組むことは、従業員の定着にもつながるという効果が期待されます。この中でも近年注目されるのが心身の健康管理である「メンタルヘルス」に関することや「受動喫煙」に関する事など多岐にわたりますが、メンタルヘルスに不調をきたして、仕事から離れざるを得ない人が増えていることは大きな社会問題になっています。メンタルヘルスに対する企業の取組みに関しても、理解しておく必要があります。さらに、在宅勤務を行っている労働者等、テレワークを行う際の環境整備や労働災害発生等の報告・対応についても事業者と共有しておく必要があります。

これらの点を十分理解し、事業場における労働安全と労働衛生の様々な活動に積極的に取り組み、協力し労働災害を減少させることが求められています。

雇入れ時教育

労働安全衛生法第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

労働災害

事故の型と起因物

労働災害統計でよく用いられている分類基準に「事故の型」と「起因物」があります。「事故の型」とは傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象をいいます。「起因物」とは災害をもたらすもととなった機械、装置もしくはその他の物または環境等をいいます。

事故の型

墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊
高温・低温物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂
激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ
火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	他

起因物

原動機	動力伝導機構	木材加工用機械
建設用機械等	金属加工用機械	一般動力機械

保護帽

保護帽は、帽体、装着体、耳ひも、アゴひも、衝撃吸収ライナー等の部品によって構成されているもので、労働安全衛生法で定められている危険な作業場所などにおいて、頭部を保護するために使用するものです。保護帽は、厚生労働省の「保護帽の規格」に適合するものでなければなりません。材質により交換時期は異なりますが、装着体については、1年以内、帽体については3年から5年で、異常が認められなくても交換することとされています。（詳しくは各メーカーに確認をして下さい）



種類

使用区分	機能
飛来・落下物用	上方からの物体の飛来、または落下による危険を防止、または軽減
墜落時保護用	墜落による危険を防止、または軽減
電気用（使用電圧 7000V 以下）	頭部感電による危険を防止
飛来・落下物用 電気用 兼用	上方からの物体の飛来、または落下による危険を防止、または軽減し、頭部感電による危険を防止
墜落時保護用 飛来・落下物用 電気用 兼用	上方からの物体の飛来、または落下による危険、および墜落による危険を防止、または軽減し、頭部感電による危険を防止

可能性	点数	重大性	点数	危険度	優先度
確実	6	致命傷	6	IV	直ちにリスク低減措置をとる
頻繁	4	重傷	4	III	速やかにリスク低減措置をとる
時々	2	軽傷	2	II	何らかのリスク低減措置をとる
ほとんどない	1	かすり傷	1	I	必要に応じてリスク低減措置をとる

作業手順書からのリスクアセスメント

作業名： _____ 作成日： _____

_____ 会社名： _____

安全管理者	工事責任者

作業手順	どのような危険性・有害性があるか		リスク評価			リスク再評価		
	可能性	重大性	可能性	重大性	危険度	可能性	重大性	危険度
	4	6	10	IV		2	4	6

リスク低減対策措置
 対策をとることによって
 リスクが下がっているかを確認する

おわりに

雇入れ時教育及びフォロー教育

教育訓練は、継続的に、計画的に行う必要があります。知識教育・技能教育・態度教育等、様々な方法と手順で実施され、皆さんは組織の一員としての協調性を持ち業務を通じ、多くの失敗や成功の経験を積んでいきます。しかし、失敗の中にケガや死亡といった悲惨な結果をもたらすことは、労働者・事業者双方にとって許容できるものではありません。本日、学んだことを基本に、安全作業を心がけて下さい。

テストの実施に関するお願い。

巻末に理解度テストがありますが、1回目はテキストを見ることなく記入してみてください。

点数も大切ですが、間違えた個所をもう一度見直すことが大切です。